



明治大正の文献がセンターの資料に



ライブラリーセンターに持ち込まれた古書

今月下旬、山陽放送報道部長の紹介で、1人の男性が大量の文献をライブラリーセンターに持って来られました。文献はもともと瀬戸内市牛窓町鹿忍にあった元教員の運営する「鯉のぼり図書館」の蔵書でした。しかし、この人が亡くなってから図書館の世話をする人が居らず、遺族のしかるべき施設に寄贈したいという要望も、対処しようがないと言う地元自治体や公共図書館の対応から実りませんでした。

結局大量の蔵書は産業廃棄物として処分されましたが、遺族に縁のある男性がその中から目に付いたものだけを何とかすくい上げ、一部をセンターに持ち込んだものです。

持ち込まれたおよそ 100 冊の書物のほとんどは、慶應 3 年に出版された貝原益軒の養生訓や、明治 29 年の岡山県の高小修身書などといった、江戸から昭和初期にかけての教科書の歴史を垣間見る貴重な資料です。中でも明治 27 年に発行された地図帳には、岡山市や倉敷市など当時の市街地図が掲載されているほか、主な観光地の絵図も掲載されており、センターに保管されている古い映像の解析に役立ちそうです。

これらの文献は当面センターで預かりながら、きちんとした保管先を探すことになりますが、センターにとって利用価値の高い物は、現物かコピーを保存させていただくことになります。

著作権 知識

⑨「ライブハウスの演奏は…」

センターに来られた一般の方からお問い合わせがありました。その方はアマチュアバンドのメンバーで、「ライブハウスで好きなロックバンドの曲を演奏するのに問題があるのか。」ということです。

いくらそのバンドの熱烈なファンでも、人前でそれを演奏するには、その作詞作曲者の許可が要ります。無断で演奏すれば著作権法違反になります。

次に質問されたのは、「ライブハウスが、来場者に対して録画や録音を規制するのは問題なのではないのか。」という点でした。

ロックバンドや歌手は著作権法では「実演者」といいます。この人たちは直接著作権を持っていませんが、著作物を誰かに伝達するのに重要な役割をしており、以前説明した通り「著作隣接権」を持っています。ライブハウスは場所を提供するだけですから、演奏される音楽に対しては何の権利も持っていませんが、演奏者が来場者に録画や録音をさせないで欲しいと要求すれば、それを来場者に必ず伝えなければなりません。そうしなければ無断で撮影や録音が行われた場合、ライブハウスは著作隣接権を犯す共犯者となります。

我々放送局がテレビやラジオでアマチュアバンドを紹介する場合、ライブハウスでの収録シーンを流すことがあります。それが許可を得て収録されたものか、また、演奏曲に問題はないのか、放送前に確かめておく必要があります。

16mm フィルム完全アーカイブへ

山陽放送が 1958 年以来撮影してきた 16mm フィルムはこれまで 3 分の 2 がすでにデジタル化されていますが、映像の不鮮明なものが多く、内容の判らない物もありました。

そこでセンターでは完全なアーカイブ化を図るため、すべてのフィルムを撮影年月日で並べ直し、再度画像調整しながら起こし直した上、当時の新聞記事を参考に原稿の添付を始めました。

始めてみると、これまでのタイトルや日付がいかにもいい加減であったかという事が判りました。アーカイブ完成には後 5 年ほど掛かりそうです。